

県南地区職員公舎点検確認業務における入札参加資格審査について

管財課

1 経緯

本調達は、一般競争入札により落札者を決定し契約をするものであり、地方自治法施行令第167条の5の2により参加する者に必要な資格を定めたことから、下記書類の提出を求め当該資格を有する者であるか審査しようとするものである。

2 入札参加資格の証明書類及び審査事項

(共通事項)

| 書 類 | 審査事項 | 審査基準 |
|---|--------------------------------|---|
| 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。 | 参加者の資格の該当を確認。 | 資格を有していない場合は入札参加不可 |
| 会社更生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。 | 会社更生法等の再生手続開始の申立がなされていないことを確認。 | 申立がなされている場合は入札不可 |
| 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者ではないこと。 | 左記について確認 | 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者である場合は、入札参加不可 |
| 入札参加資格申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。 | 指名停止を受けていないことを確認。 | 指名停止を受けている場合は入札参加不可 |
| 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。 | 文書警告を受けていないことを確認。 | 文書警告を受けている場合は入札参加不可とする。 |

(個別事項)

| | | |
|---|--------------------------|--------------------------------------|
| 入札参加資格審査申請書 (様式第1号) | 申請書に添付された書類 による審査を実施。 | 提出がなければ入札参 加不可とする。 |
| 入札日現在で、令和4・5年度建設関 連業務競争入札参加資格者名簿(建築 関係コンサルタント業務)に登録さ れ、調査一般を申請業務としているこ と。 | 名簿の登録を確認。 | 登録がない場合は入札 参加不可 |
| 入札日現在で、岩手県内に本社又は営 業所を有していること。 | 岩手県に有していること を確認。 | 有していない場合は入 札参加不可 |
| 一級建築士で入札日前3か月以上継 続して雇用している者を管理技術者 として業務に配置できること。 | 管理技術者の雇入年月日 を確認。 | 3か月以上雇用されて いることが確認できな い場合は参加不可 |
| 入札日現在で、1級建築士が1名以上 かつ技術者(一級建築士、二級建築士、 建築構造士)が2名以上在籍している こと。 | 必要な資格を証明する書 類を確認。 | 証明する書類がない場 合は入札参加不可 |

3 入札参加予定者事前審査

別紙入札参加予定者事前審査チェック表により、入札参加予定者からの申請書及び添付書類の審査し入札参加資格の確認を実施するものである。